

経営継続補助金の採択を受けた皆様へ

令和2年10月16日

経営継続補助金事務局

申請が採択された皆様が、今後事業の実施に当たっての特にご留意頂きたいことをQ&Aで整理しましたので、ご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、申請書の確認を受けた支援機関又は補助金事務局に問い合わせください。

Q1 経営計画書に記載した経費は全て補助対象となるのか。

A 採択された申請であっても、申請時に提出された経営計画書の中に「本補助金の対象とならない経費」が含まれている場合があります。後日郵送される採択通知と併せてこれらの補助対象外経費もお伝えしますので、ご確認されてから機械等の購入手続きを進めてください。

Q2 事業実施期間の12月末までに機械の納入、代金支払いが間に合わない。

A 原則、12月末までに購入、支払を終えて頂くこととしていますが、機械の納品が遅れるなどやむを得ない事情があると支援機関が認めた場合は、2月末までの延長を可能としています。

Q3 経営計画書の内容は変更できるのか。

A 法人化や転居等に伴う登録事項の変更や、型式等などの軽微な変更に限って変更可能です。内容の変更をしたい場合は、まずは支援機関にご相談ください。

Q4 他の国の補助事業も活用しても大丈夫か。

A 同一の取組内容について、他の国の補助事業等も併せて活用することはできません。

Q 5 補助金の交付を受けるためにはどんな手続きが必要か

- A 事業の完了後、事業の実績報告書と、請求書、納品書、領収書、機械の写真などの証拠書類を支援機関に提出し、確認を受け、補助金事務局に書類を提出してください。
(別途、ホームページで公表している手引きのチェックシートで各自チェックしてください)

Q 6 事業の実施後に特に気をつけることは何か。

- A 補助の目的以外に使用した場合は、補助金の返還が必要になる場合があります。
また、50 万円（税込み）以上の機械等を購入された場合は残存耐用年数期間中は、目的外使用のほか、売却したり、貸したりした場合等は補助金返還等が必要になる場合があります。